

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役および社外監査役につきまして、次のいずれにも該当しない場合には独立性が有るものと判断します。

1. 現在または過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者
2. 当社と主要な取引関係（※1）のある者またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※2）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
4. 当社の主要株主（※3）
5. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
6. 当社グループが寄付を行っている先またはその出身者
7. 上記 1～6 に掲げる者の二親等以内の近親者

※1 主要な取引関係とは、直近の事業年度において当社グループとの取引額が双方いずれかに於いて連結売上高の 2% 以上である場合をいう。

※2 多額の金銭その他の財産とは、直近の事業年度において年間 1,000 万円以上である場合をいう。

※3 主要株主とは、議決権の 10% 以上を保有する株主をいう。また、当該主要株主が法人である場合には、現在および過去 10 年間に於ける当該法人の業務執行者等をいう。

以上